

## 印刷機取扱細則

### (趣旨)

第1条 この細則は、衣川台自治会規約第26条の規定に基づき、印刷機及びコピー機の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 印刷機及びコピー機は、自治会・自主防災部の事業運営に必要な業務を行うために設置する。

### (管理者)

第3条 印刷機及びコピー機の管理者は、自治会長とし、管理運営は総務部印刷機管理担当者が行う。

### (管理運営業務)

第4条 印刷機管理担当者は、次の業務を行う。

1. 印刷機使用台帳の作成・管理
2. 消耗品の補充、機器点検保全

### (利用者)

第5条 印刷機及びコピー機は、自治会・自主防災部の事業運営を妨げない範囲において、傘下団体及び自治会員も利用することが出来る。自治会員以外は、自治会長が認めた場合に限り利用することが出来る。

### (使用料)

第6条 印刷機及びコピー機の使用料は下記の通りとする。但し、自治会・自主防災部の事業運営の為の利用は無料とし、傘下団体の使用料は半額とする。

#### コピー機

1枚あたり	10円
-------	-----

#### リソグラフ印刷機

	A4	B4
製版代(1原稿)	30円	60円
印刷代(1枚)	1円	1円

### (減免)

第7条 第6条に定める使用料は、自治会長が認めた場合、減免を行うことが出来る。

- 付則
1. この細則は、平成17年2月25日から施行する。
  2. この細則は、平成24年1月15日の定例役員会にて承認を得て、平成24年2月1日から施行する。(コピー機使用料を8円から10円へ変更)
  3. この細則は、平成25年3月1日から施行する。